

令和3年度 平戸市税等の納期限一覧

納期限 \ 税目		軽自動車税	固定資産税	市県民税	国民健康保険税	介護保険料	後期高齢者医療保険料
4月							
5月	5月31日 (5月27日)	全期	1期				
6月	6月30日 (6月28日)			1期	1期	1期	
7月	8月2日 (7月27日)		2期		2期	2期	1期
8月	8月31日 (8月27日)			2期	3期	3期	2期
9月	9月30日 (9月27日)				4期	4期	3期
10月	11月1日 (10月27日)			3期	5期	5期	4期
11月	11月30日 (11月29日)				6期	6期	5期
12月	12月27日 (12月24日)		3期		7期	7期	6期
1月	1月31日 (1月27日)			4期	8期	8期	7期
2月	2月28日 (2月28日)		4期		9期	9期	8期
3月	3月31日 (3月28日)				10期	10期	9期

◆ ()内の日付は口座振替日です。

この日に振替ができなかった場合は、原則として翌月12日に再振替いたします。
(土日、祝日となった場合は、翌営業日となります。)

※令和3年度よりハガキによる再振替の通知はいたしませんので、ご注意ください。

※12月の振替日は12月24日になっていますので、ご注意ください。

◆ 軽自動車税は5月初旬、固定資産税は5月中旬に納税通知書を発送します。

その他の税目については、各税目の1期目の中旬に発送します。

◆ 納期限後一定期間を経過すると、督促手数料や延滞金を徴収することになります。

また、財産差押などの滞納処分を受ける場合もありますので、

税金(保険料)は納期限内に納めましょう。



平戸市役所 税務課 総務徴収班

0950-22-9115 (直通)

市税等の納付は

口座振替が便利です！

口座振替のできる種目

- 市県民税(普通徴収のみ)
- 固定資産税
- 軽自動車税
- 国民健康保険税
- 介護保険料
- 後期高齢者医療保険料

お申込みに必要なもの

- 通帳、通帳印、納税通知書(納付書)

お申込み期限

- 口座振替日の**1ヶ月前**までにお申込みください。お申込みは、引落口座の金融機関に直接出していただいた方が、その場で印鑑の照合が可能ですので確実です。

お申込みのできる場所

- 平戸市内の各取扱い金融機関
- 平戸市役所税務課・健康ほけん課・市民課・長寿介護課
- 各支所地域振興課・各出張所

取扱金融機関

- 十八親和銀行
- 九州労働金庫
- 九州信用漁業協同組合連合会
- ながさき西海農業協同組合
- ゆうちょ銀行

口座振替のお申込みにあたっての注意点

●軽自動車税の口座振替について

軽自動車税の口座振替は、一度お申込みいただくと、同じ納税義務者の車両全てが口座振替の対象になります。

●納税義務者が変更された場合

固定資産税や軽自動車税の納税義務者が変更となった場合は、再度口座振替のお申込みが必要となります。

●固定資産税の共有物件をお持ちの方

個人名義の分と区別をするため、納税義務者名を必ず**連名**でご記入ください。

納付書で納付する場合の注意点

～必ずご確認ください～

市税(市県民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税)、介護保険料及び後期高齢者医療保険料は、全国のコンビニエンスストアで納付ができます。コンビニエンスストアでの納付対応のため、ホチキス綴じをしておりません。1枚ずつの単票となりますので、納付の際には、**税目・期別及び納期限**をよくお確かめのうえ、ご納付ください。また、納付書の紛失にもご注意ください。

注意！ 例えば、2期の分を、3期の納付書(金額は同じ)で納付した場合

→3期の納付書を使った場合、3期として収納され、2期にあてることができません。改めて2期を納付していただくこととなりますが、納期限を過ぎると督促手数料や延滞金が発生することがあります。

お問合せ先

平戸市役所税務課 総務徴収班 0950-22-9115 (直通)